平成２６年（フ）第２２号
北海道稚内市萩見５丁目５番７号
債務者　稲川　由香（旧姓正村）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第４１２号
埼玉県越谷市大字下間久里1036番地　コーポむつみ７号
債務者　角田　勝弘
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
埼玉県熊谷市上之970番地34
債務者　土屋　智恵
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３９４号
愛知県岡崎市針崎１丁目５番地４　ドヌール針崎Ａ　Ｂ－３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地２　エスポアクレメント光ヶ丘弐番館501
債務者　伏見佳代子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８３５号
埼玉県蕨市中央４丁目25番17号　内田荘101号
債務者　岩崎　定雄
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３６号
埼玉県蕨市中央４丁目25番17号　内田荘101号
債務者　岩崎　静子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３７号
埼玉県蕨市中央４丁目25番17号　内田荘101号
債務者　岩崎　康美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５６号
さいたま市岩槻区府内４丁目３番18－２号　アプリーコカーサセィＡ101
債務者　角谷由莉香
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９７号
さいたま市南区別所５丁目５番29号　グリーンパーク中浦和101
債務者　笠原　三奈（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３６号
埼玉県新座市新堀３丁目５番２―107号
債務者　小出　則義
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
埼玉県越谷市大字弥十郎104番地６
債務者　金井　誠治
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
岐阜県中津川市手賀野502番地の１　メゾン・ジュメールＡ103
債務者　清川　弘章
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２５８号
静岡県伊豆の国市北江間1726番地の28
債務者　廣沢　昭彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
静岡県沼津市今沢274番地の２
債務者　渡辺　欣彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
山口県宇部市大字妻崎開作306番地４カトル・ナフⅡ202号、従前の住所山口県宇部市大字中野開作468番地18
債務者　藤永　晋治
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９８号
山口県宇部市東藤曲２丁目７番５―205号
債務者　中川歩乃加
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９６９号
北海道江別市弥生町15番地の10
債務者　中川　伸一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部